

---

# 年末年始の休日加算と夜間・休日等加算について

---

## 【休日加算と夜間・休日等加算】

- ・『休日加算』は日曜日、祝日、12月29日～1月3日(薬局の通常営業日は除く)に開局し、「救急医療対策の一環として設けられている保険薬局の場合」「輪番制による休日当番保険薬局の場合」「感染症対応等の一環として地域の行政機関の要請を受けて休日に開局して調剤を行う場合」に休日加算を算定可能です。
- ・『夜間・休日等加算』は日曜日、祝日、12月29日～1月3日に薬局を開局して調剤を行った場合に算定可能です。  
平日の午後7時から午前8時まで、土曜日の午後1時以降に開局している場合も算定可能です。

## 【休日加算の判断目安】

### <算定可能>

- ・輪番制による休日当番
- ・当該休日(休業日)に急病等やむを得ない理由により調剤した場合
- ・当該休日(通常営業日)の開局時間以外の時間(深夜を除く)に、急病等やむを得ない理由により調剤をした場合

### <算定不可>

- ・輪番制の休日当番ではないが、自主的に休日開局した場合
- ・当該休日が、薬局の営業日である場合

### <地域差があるので一概には判断できないケース>

- ・門前の医療機関に依頼されて休日開局した場合

※地域差がある為、薬剤師会又は請求先にお問い合わせ下さい。

## 参考

保険調剤の理解のために（令和7年度）

[https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/07kanshin\\_yaku.pdf#page=31](https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/07kanshin_yaku.pdf#page=31)

令和6年度版 保険調剤 Q&A